

平成20年1月8日
警察庁

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会

1 現行の支給制限・返納等（不支給、一時差止め、返納命令）の運用状況と制度についての評価

- ・ 国家公務員（警察庁職員及び地方警務官）については、これまでのところ運用上の問題は見当たらなかった。

2 支給制限・返納等の制度上の問題点と実際の対応状況（自主返納の要請等）

（1） 警視庁立川警察署巡査長の退職手当に関する事実関係

- ・ 被害者を射殺した後に自殺した。
- ・ 退職手当の支給の是非及び死亡退職扱いの是非が問題となった。
- ・ 遺族が退職手当の受け取りを辞退（受給権の放棄）した。

（2） 論点

- ・ 非違行為を起こし懲戒免職処分を受ける前に死亡した場合に支給制限の規定が無いこと。
- ・ 自殺した場合の支給率が自己都合退職の場合に比べて高いこと。

（3） 東京都における対応

- ・ 退職手当条例の一部改正を行い、不支給及び一時差止めの根拠規定を整備した。

3 支給制限・返納等の制度改正に当たっての要望事項

（1） 退職手当を支給しないことができる規定の整備～在職中の行為が懲戒免職処分、禁錮以上の刑による失職に相当する場合

- ・ 職員が死亡により退職した場合の遺族への支給制限の規定の整備を行う。
- ・ 職員が退職後、退職手当の支給前に死亡した場合の遺族への支給制限の規定の整備を行う。

（2） 退職手当の支給を一時差し止めることができる規定の整備

- ・ 上記（1）に該当することと料するに至った場合の遺族への支給一時差止処分の規定の整備を行う。

（3） 退職手当の減額を非違行為の重軽に応じてできる規定の整備

- ・ 在職中の行為が懲戒免職以外の懲戒処分に相当する場合の遺族への支給額は、非違行為の態様に応じて減額できるよう規定の整備を行う。

4 その他

- ・ 生前の非違行為に基づき、不支給又は減額制度を創設される場合はその手続き、特に事実認定をどの程度するべきかについて、任命権者が判断するための基準（指針）の整備をしていただけないか。